

物質名 No. 25	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	CAS 番号	主な異性体の CAS 1336-36-3 11097-69-1 27323-18-8
用 途	ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは、正式にはポリクロロビフェニル誘導体の総称で、ビフェニル分子の水素原子を 1～10 個の塩素で置換したものです。置換している塩素の数や位置によって 200 以上の異性体が存在し、物理的性状も無色液体から樹脂状個体まで多様です。化学的に安定（酸・アルカリに冒されず、不燃性で加熱・冷却しても性質が変わらない）で、電気絶縁性に優れています。 主な用途は絶縁体、熱媒体、可塑剤、感圧紙などで、トランスやコンデンサに多く使われてきました。通常の焼却や微生物処理などによる分解は困難です。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が別に定められています。		
環境中で の動き	土壌中では移動性は小さく、汚染拡散の程度は低いと考えられますが、化学的に安定で生分解性も低いため、長期間環境中に残留するとされています。		
健康影響情報			
毒性 短期的なばく露影響としては、眼を刺激することがあります。反復または長期にわたる皮膚との接触により、皮膚炎、塩素座そうを起こすことがあります。また、長期的な摂取により、脂肪に蓄積し、皮膚障害、肝障害、浮腫、視力低下、手足のしびれなどを起こすことがあります。 体内への吸収と排出 — 影響 —			

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）			第一種特定化学物質
PRTR 対象物質	政令番号：1-406（旧政令番号：1-306）		
比重	1.44（30℃）：1336-36-3	水溶解度	0.7mg/L（25℃）：1336-36-3
環境基準			
土壌環境基準		検出されないこと	
地下水環境基準		検出されないこと	
水質環境基準（健康項目）		検出されないこと	
土壌汚染対策法の基準（第三種特定有害物質）			
土壌溶出量基準		検出されないこと	
土壌含有量基準		—	
地下水基準		検出されないこと	
第二溶出量基準		0.003mg/L 以下	
その他の法令の基準			
水道法：水道基準値		—	
労働安全衛生法：管理濃度		0.01mg/m ²	

（出典：事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン 公益財団法人日本環境協会）